

群馬大学学生表彰規則

平成25. 2. 27 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 1. 14

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第55条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(学長表彰及び基準)

第2条 学長表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生について行うことができる。

- (1) 本学における学業、卒業研究等の成果が優れていると認められる者
- (2) ボランティア活動、人命救助、国際貢献等の社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (3) 学術研究活動において、権威ある国内外の学会賞を受賞する等、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (4) スポーツ・学術・文化活動において、国内外の権威ある大会等で優れた成績又は高い評価を得る等、顕著な功績があったと認められる者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に顕著な功績を挙げ、国内外において高い評価を受けたと認められる者

(被表彰者の推薦)

第3条 学部、研究科及び学府（以下「学部等」という。）並びに大学教育・学生支援機構の長は、学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て表彰する学生を決定する。

(学長表彰の方法)

第5条 学長表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 表彰状の様式は、別紙様式第1のとおりとする。

3 前項の表彰状に添えてメダルを授与することができることとし、その仕様は別紙様式第2のとおりとする。

(学長表彰の時期)

第6条 学長表彰の時期は、第2条第1号に該当する学生については学位記授与式の日、同条第2号から第5号までに該当する学生については表彰が決定された後、速やかに行う。

(事 務)

第7条 学長表彰に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(学部長等表彰)

第8条 学部等の長は、この規則に準じて、当該学部等の学生に対して表彰を行うことができる。

2 前項の表彰を行う場合は、当該学部等において表彰に関する必要な事項を定めなければならない。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成25年2月27日から施行する。

2 群馬大学学生の表彰に関する申合せ(平成15年9月18日共通教育・学生支援管理委員会承認)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月14日から施行する。

1 学長表彰（A3版）

（別紙様式第1）

CERTIFICATE _____ (Name) _____ In recognition of outstanding ○○○○○○○○ at Gunma University, you are hereby awarded this memento and certificate of achievement. On the (日) Day of (月), (年) _____ (Name) _____ President, Gunma University	表 彰 状 (氏 名) 殿 あなたは群馬大学にお いて○○○○○○○○ であったのでここにそ の榮譽を讃え賞状なら びに記念品を贈ります 平成 年 月 日 群馬大学長 ○○○○
--	---

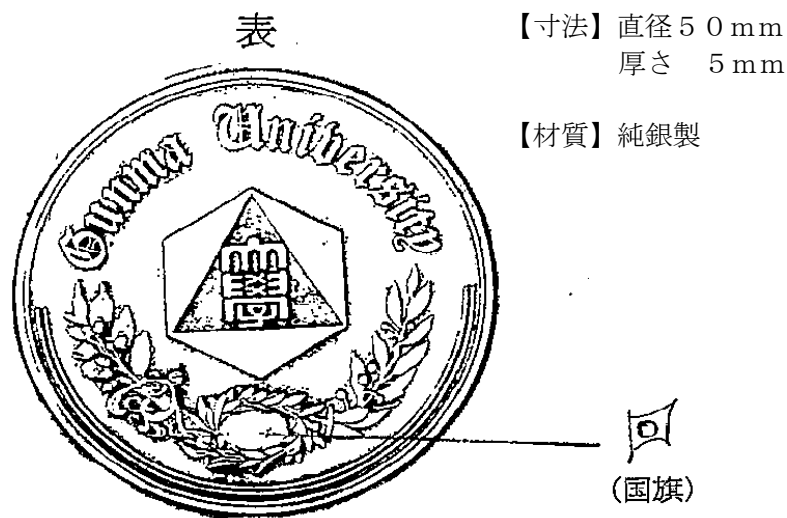
備考 表彰の理由により表彰状を和文のみにするなど、変更することがある。

2 学部長等表彰

学部長等表彰において、表彰状を授与する場合の様式は、1.学長表彰に準ずる。

1 学長表彰

(1) メダルの仕様



裏



備考 表彰の理由により、賞の名称を変更することができる。

(2) メダルケースの仕様

①概要 濃紺別珍ケース (バネ付きコンパクトタイプ)

②寸法 93 mm × 93 mm

③外側の材質 濃紺ビロード

④内側の材質 蓋内側 白サテン地
底内側 濃紺ビロード

⑤その他

メダルを固定するための内側底部の窪みの深さは、3 mm以上とする。

2 学部長等表彰

学部等の長の表彰においてメダルを授与する場合は、上記1の仕様を最上位とし、これを超えてはならない。